

中野区教育委員会会議録

平成27年第31回定例会

平成27年12月18日

中野区教育委員会

平成27年第31回中野区教育委員会定例会

○日時

平成27年12月18日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時37分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 増田 明美

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 増田 明美

○傍聴者数

13人

○議題

1 議決事件

(1) 第58号議案 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(2) 第59号議案 中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(3) 第60号議案 中野区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

(4) 第61号議案 中野区教育施設目的外使用規則の一部を改正する規則

2 報告事項

(1) 事務局報告

① 平成27年度体力テストの結果と体力向上に向けた取組について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第31回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、増田委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

また、本日の報告事項の「平成27年度体力テストの結果と体力向上に向けた取組について」の資料は、区議会の報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただきます。

<議決事件>

田辺教育長

それでは日程に入ります。

議決事件、第58号議案、「中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第58号議案、「中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案をごらんいただきまして、提案理由でございますが、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関し、規則を定めるものでございます。

なお、内容につきましては別添の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

2枚目の資料をごらんいただきたいと存じます。「中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の制定について」という表題でございます。本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、この施行に伴いまして区が独自に個人番号の利用等が可能となる事務の範囲等を規定した、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定したところでございます。

今般、この施行に当たりまして施行規則を教育委員会として定めるものでございます。

内容でございますが、記以下をごらんいただきたいと存じます。

初めに、1の(1)でございます。個人番号を区独自に利用する事務を定めた条例の別表第

1 がございます。

ここには、区長部局の事務とともに教育委員会の事務といたしましては、13 番目に就学援助費にかかわる事務、また 14 番目に特別支援学級就学奨励費の事務が規定されております。この事務の具体的内容といたしまして、(1)に記載のとおり、「受給資格の認定の請求の受理、その申請に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」といった内容ということで規定をいたします。

また(2)でございます。区長部局から教育委員会へ特定個人情報を提供する事務を定めました条例別表第 3 の事務、具体的にはこの就学援助費と特別支援学級就学奨励費の事務についてでございますが、その内容といたしまして受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務といった規定を設けるものでございます。

なお、具体的な事務の内容といたしましては、世帯全員の所得情報にかかわる審査ということになろうかと考えてございます。

なお、条例の別表第 1、第 3 につきましては、裏面に参考までに記載をしているところでございます。後ほどご確認をいただければと存じます。

また、施行期日でございますが、平成 28 年 1 月 1 日ということでございます。

提案説明につきましては以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 58 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議決事件、第 59 号議案、「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第 59 号議案、「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案をごらんいただきまして、一番下の提案理由でございますけれども、中野区個人情報の保護に関する条例の改正等に伴いまして、規定の整備を行うというものでございます。

なお、説明につきましては、別添の資料に基づき説明をさせていただきたいと存じます。2枚目の「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について」という表題の資料をごらんさせていただきたいと存じます。

改正の内容でございますが、1でございます。来年1月から中野区個人情報の保護に関する条例の規定に違反して収集されました特定個人情報の利用の中止の請求ができるようになったことに伴いまして、その規定の整備を行うものでございます。

初めに、(1)でございますが、開示の請求につきまして規定をしてございます第9条に利用の中止といった文言を加える規定の整備でございます。

また、次に(2)でございますが、決定の通知につきまして規定をしてございます第10条の内容に同じく利用の中止の内容を加える内容となっております。

最後に(3)でございますが、開示の請求様式となっております第1号様式の3につきまして、利用の中止といった文言を加える改正を行うものでございます。

施行期日は来年1月1日からということでございます。

新旧対照表等でございますが、裏面以降をごらんさせていただきたいと存じます。

ただいま、ご説明を申し上げました右側が現行、左側が改正案ということで、第9条には利用の中止の内容を盛り込んでございます。

また、第10条でも同じく利用の中止といった文言を、更には第1号様式の3、これは2枚目の別添でございます。こちらの様式、まず1枚目表面が現行、裏面が改正案ということでございます。いずれも利用の中止という文言を加えてございます。

また、新旧対照表に戻っていただきまして、改正案の附則ということで、来年平成28年1月1日から施行するという旨を規定しているものでございます。

提案説明は以上でございます。

田辺教育長

それでは、上程中の議案について、質疑等ございますか。

渡邊委員

条例が変わることによっての対応ということで確認になるのですが、平成28年1月1日から施行されますけれども、4月の入学に向けて1月1日から番号を提供してもらっ

たところで、これが実際に就学その他等に影響を及ぼすのは、今年度ではなくて来年度以降なのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

個人番号につきましては、就学そのものに関して個人番号を収集するということはございません。就学援助等で保護者の収入を把握するために収集するということはございます。それにつきましては、来年度以降の事務という形になってまいります。

田辺教育長

よろしいですか。

田中委員

今のことに関連してなのですけれども、第 58 号議案はマイナンバーの教育委員会での取扱いということだったのですけれども、この第 59 号議案と第 58 号議案とのかかわりというのでしょうか、ちょっとそこについて教えていただきたいのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

第 58 号議案につきましては、区が独自にこの個人番号にかかわる情報について取り扱うことができる事務を定める条例でございます。

具体的な事務といたしましては、14 事業ほど掲げられているわけでございますけれども、そのうちの二つ、今回、就学援助にかかわる事務と特別支援学級における経費の援助にかかわる事務につきましては、教育委員会の所管にかかわる事務ということで、教育委員会としてその事務の定めを行ったところでございます。

中野区個人情報の保護に関する条例は、区全体の条例として教育委員会でも適用されています。

施行規則につきましては、それぞれの行政委員会、区長部局とは別に教育委員会として定める必要があるということで、これにつきましては同様の内容で区長部局も規則をつくっております。

先ほどの、個別の事務の取扱いに関する条例の施行規則ということと、個人情報の保護に関する条例というのは、まさに区全体あるいは教育委員会で個人情報を取扱うことにおける総括的な取決めというのでしょうか、規定ということで定めているものでございます。

田辺教育長

よろしいですか。そのほか発言はございますか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 59 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第 60 号議案、「中野区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」及び第 61 号議案、「中野区教育施設目的外使用規則の一部を改正する規則」の計 2 件を一括して上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

第 60 号議案、「中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」、それと第 61 号議案、「中野区教育施設目的外使用規則の一部を改正する規則」につきまして、一括して説明をいたします。

提案理由は、いずれの議案も中野区立教育センターの施設改修等に伴い、規定の整備を行う必要があるためでございます。

初めに、第 60 号議案、「中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」の改正の内容について、新旧対照表で説明をいたします。議案の後に付いております新旧対照表をごらんください。

今回の改正ですが、教育相談室を教育センターに集約する時期について南北の相談室で時期が異なります。したがって、改正は来年 1 月 1 日と 4 月 1 日の二段階に分けて行うこととなります。二段階に分けて改正をするため、第 1 条と第 2 条の 2 条に分けて改正を規定しております。

まず、資料の 1 ページ左上に「第 1 条による改正」と記載してある部分です。表の右側が現行、左側が改正後の案文です。

主な改正部分について説明をいたします。改正部分には下線を引いてあります。

第 2 条第 1 項、括弧数字の部分です。施設整備に伴いまして部屋の名称を改正いたします。

次に、第 2 条第 2 項、南北の教育相談室の改正です。1 月 1 日の改正の段階では、南部教育相談室を教育センターに集約しますので、北部教育相談室のみ分室として規定をするように改正をいたします。

次に、新旧対照表の3ページ中ほど、別表がございます。別表の一番上の部分です。部屋の名称の変更に伴いまして、規定を改正いたします。

次に、新旧対照表の4ページと5ページ、様式になっております。ここは施設の名称等について改めます。

その他、説明をしなかった部分は文言についての表現の適正化を図るために改正をする部分でございます。

次に、資料の6ページをごらんください。左上に「第2条による改正」と記載してある部分です。表の右側が「第1条による改正後の内容」、つまり1月1日現在の内容となります。左側が第2条による改正後の案文、来年4月1日の内容となります。改正部分について説明をいたします。

まず、第2条第2項、北部教育相談室、こちらを教育センターに集約することに伴いまして規定を削ります。それに伴いまして、第3条のうち「前条第1項第3号」という規定を整備いたします。

次に、別表になります。一番上の部分、「事項」というところですが、「分室を含む。」という部分を削ります。

次に、附則になります。7ページをごらんください。この規則は第1条による改正につきましては平成28年1月1日から、第2条による改正につきましては平成28年4月1日から施行をいたします。

次に、第61号議案、「中野区教育施設目的外使用規則の一部を改正する規則」の改正内容について、こちらも新旧対照表で説明をいたします。

第61号議案の次に、新旧対照表を付けております。こちらも表の右側が現行、左側が改正後の案文です。改正部分には下線を引いております。

第1条から第10条までの規定は文言についての表現の適正化を図るための改正になります。

3ページ別表第1をごらんください。別表第1、「中野区立教育センター」の部分ですが、ここの「使用部分」の部屋の名称を変更しております。こちらは施設整備によりまして部屋の名称が変更になったことに伴う改正でございます。

次に、別表第2、別表第3の改正は表現の適正化を図るために改正するものでございます。

新旧対照表の4ページ「附則」をごらんください。この規則は平成28年1月1日から施

行するものでございます。

両議案一括しての説明になります。

説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

小林委員

今の説明の中で、南部と北部のそれぞれの教育相談室が教育センターに統合されるということですが。これについては例えば、不登校の児童・生徒への対応とか、従来2か所あったものが一つに集約されるということでもありますけれども、この辺りのマイナス面というか、そういう場所が減ってしまうという、そういうことについてどのように充実を図っていくか、そこら辺のところの基本的な考え方をちょっと確認したいと思います。

指導室長

このたび、教育センターに適応指導教室、南部、北部の教育相談室が移転するに当たっては、今までも行われていました教育センターにある教育相談室との連携について、施設が一体化することでより綿密に行えるというふうに考えております。ですので、距離的なデメリットというものは実際存在するかとは思いますが、より連携を図りながら個に応じた、配慮を要する児童、生徒に応じた対応、また保護者への支援を進めるように努めてまいりたいというふうに考えているところです。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにもございますか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、第60号議案及び第61号議案の計2件について、一括して簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第60号議案及び第61号議案の計2件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続いて、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。各委員からご報告はございますか。

田中委員

12月12日にオリンピック・パラリンピック教育推進校の緑野中学校で、オリンピック選手の末續慎吾選手の講演会があったので、教育長と一緒に参加してきました。

北京オリンピックで銅メダルを取ったという選手で、やはりこういう一流の選手の講演を中学生が聞くということで、非常にみんな興味深く聞いていて、なかなかお話も上手で有意義な講演会だったかなと思いました。

また、こういった選手を呼んでの講演会が、各学校でいろいろ開かれているようすけれども、これから2020年の東京オリンピックに向かって、またこれを更に広めていくという意味で工夫も必要なのかなというふうに感じました。

あともう1点、昨日ですけれども、第七中学校で薬物乱用防止教室があったので参加してきました。

各小中学校で年に1回開いているそうですけれども、薬剤師会とそれからライオンズクラブがそれぞれ開催をしてくださっているということで、昨日はライオンズクラブが担当で10人ほどメンバーがいらっやって、ライオンズクラブで作ったビデオを見せて生徒たちに説明していました。生徒たちからも活発な質問が出たりして、大変よかったかなと思います。

野方警察署の生活安全課からも係員が来ていましたけれども、お聞きしたら、ここ数年の中野区では青少年でこうした薬物に関する案件は出ていないということで安心しましたけれども、高校、大学に入って社会と触れるときに、やはりこういった問題が起きてくるということで、小中学校のころからこういった授業を受けているのは非常に重要なかなというふうに思いました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにごございますか。

増田委員

私は秋の活動ですが、中野区立小学校連合運動会に行ってきました、幾つかの会場校に

時間を区切って行きまして、往年のランナーだとアピールしながらもトラック1周を全力で走って、足で走るのではなくて腕で走るという感覚を自分に入れてくださいというようなことをしました。

そして、11月には私立幼稚園連合会の保護者の皆さんの前で1時間ほどお話をさせていただいて、本当に日ごろから思っている、やはり保護者の皆さんがストレスをためていたら子どもにいい影響を与えられないので、保護者の皆さんが人生を楽しんでストレスを発散できるような生き方をしましょうというお話ですとか、親子で一緒に汗をかくことの大切さということなどをお話しさせていただきました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「平成27年度体力テストの結果と体力向上に向けた取組について」の報告をお願いします。

指導室長

平成27年度体力テストの結果と体力向上に向けた取組を報告いたします。

資料をごらんください。

1ページ目に調査の趣旨等を示させていただきました。

調査の趣旨は体力の状況を把握し、児童・生徒の指導や取組の充実を図るためのものです。

本調査は平成27年5月から6月にかけて、中野区立小中学校の全児童・生徒を対象に実施いたしました。実施種目は小学校8種目、中学校9種目で、資料に示させていただいたとおりです。

2ページをごらんください。

例年、区の平均と都の平均の比較を示させていただいておりますが、本年度はより課題や成果を明確化するために、ほぼ平均という概念を取り入れて一覧表にまとめさせていただきました。ニアリーイコールで示させていただいているものがポイントとしては、上下1%内ということで今回は整理をしております。

都の平均との比較では、握力やボール投げでは上回る項目が増えている傾向が出てきて

ございます。全体的な傾向としては、1%を超えて上回った項目数が伸びているという傾向がある反面、下回った項目も3項目ということで成果が上がっている部分と課題になっている部分が少し明確化してきているかなというふうに認識しています。

3ページごらんください。

本区が7割の児童・生徒が到達してほしい「中野スタンダード」という数値を示しているわけですが、そのスタンダードの通過率で言いますと、今、お話しした種目の通過率が高くないというような状況がございます。この2ページと3ページの内容を合わせて分析をしてみますと、やはりこれは二極化の傾向が大きく強まっているのではないかというふうに捉えさせていただいています。詳しくは3ページのところに種目等で示させていただいているところです。

4ページ、5ページをごらんください。

これらの結果を踏まえて、今後の方策や具体的な取組事例を示させていただきました。今、お話しした課題を踏まえまして、取組の方向性としては、運動機会の確保や環境を整えて、日常的に運動に親しむ機会や取組の充実を図ってまいりたい、そのように考えているところです。

報告は以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

各委員からご質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

2ページ目、3ページ目のところで具体的に反復横跳びのところと、男子はシャトルラン、女子はボール投げが都の平均を下回っている。その平成26年度の結果を受けて平成27年度にどれだけ改善したかと、こういう表を見るとその比較になるわけですがけれども、男子のほうの反復横跳びやシャトルランに関してはあまり改善がない。女子のボール投げには極めて改善があると。やはりこれはある意味では効果が出ていたのではないかというふうには、この数値を見るだけだとそうなりますし、また中野スタンダードでも指導室長がおっしゃったとおり同じような結果を表しているだろうと。

それで、取組というところなのですけれども、20メートルのシャトルランというのは1ページ目に書いてあるとおり、持久力を測るもので、反復横跳びは敏捷性を測るものであると。ボール投げはテクニックを教えることによってうまくなると。取組は運動をしましよ

うではなくて、ある一定のウィークポイントを見つけたのであれば、やはり持久力が足りないと言われれば、持久力にある程度着眼した取組とか、敏捷^{しやう}性において必要性のある取組とか、そうやって少しやっつけていかなければ、みんなで運動しましょうだけでは少し具体性に欠けるのではないかと、そういったところでも各学校の単位でいろいろと違いはあると思うのですけれども、そういうふうには少しテーラーメイドに方策を考えていってもいいのかなというふうに感じました。

田辺教育長

ありがとうございます。

指導室長

体力向上プログラムを各校が作成しているところでございまして、今、委員のご指摘のとおり、その点につきましては、各校の取組の充実のためにそれぞれの学校での工夫の部分がでてきているところでございます。

例えば、持久力という点では各校とも持久走の期間を設けたり、マラソン大会などを実施したりするなど、少し長期的な取組なども工夫しておりまして、今、お話いただいたことをもとにまた検討してまいりたいというふうに考えています。

増田委員

持久力を高めるといふ結果も大事なのですけれども、やはり持久走は何がいいかと言ったら、やっつけていくうちに自尊心が高まるのです。5分しか走れなかった子どもが練習していくうちに10分走れるようになったと、自分のことを肯定できると。だから、やはり目標を求めながら過程の面というのがとても大事なもので、そういうような学校に合った練習法というのがいいと思います。

それから、体力は体力だけの問題ではなくて、結局、体力があるというのは生活習慣からきている場合が多いのです。食育も含めた生活習慣、家庭でのリズムがしっかりできているから、それが体力向上につながって、体力が向上すると何事に対しても意欲的になるという、そういういいつながりになっていると思いますので、体力だけを考えるのではなくて、生活の習慣がどうであるとか、ちゃんと食べているかという、そういうところも含めて体力のことを考えてほしいなというふうに思います。

指導室長

委員のおっしゃるとおり、中野スタンダードでも生活習慣、能力的なもの、それから技能的なもの位置付けながら進めているところで、委員が活動されているような保護者へ

の啓発なども含めて、やはり、今後、課題としてきちんと捉えて進めてまいりたいというふうに考えています。

田辺教育長

ほかにございますか。

田中委員

この4ページの「体力向上プログラム改訂のポイント」の(3)、「環境の整備」というのがすごく大事なことだと思うのです。例えば、今、ちょうど話題に出ましたけれども、少し距離を走ったとき、すごくここが気持ちよかった、コースがよかったとか、あるいは設備のいい体育館でバスケットボールをやってみたいとかという、そういう環境整備がすごく子どもたちにとって大きな要素になると思うのですけれども、ここにもそのことがきちんと挙げられているのですけれども、今、現時点で具体的にこのことについて何か方策というのでしょうか、何かあれば教えていただければと思います。

指導室長

中野区の学校施設という点で、限られた施設をどう有効活用するかというのも、現在、検討しているところで、例えば、ある学校では壁に虫の絵を書きまして、それが垂直にジャンプするとタッチができるぐらいの高さにしてあります。様々な高さにすることで、虫とりゲームのような形で僕たちはここまで行った、私はここまで飛べたよなどというような、何気ない運動にぽっと体が動くような工夫なども含めてどんなことができるか検討しながら取り組んでまいりたいと思います。

田辺教育長

よろしいですか。

小林委員

これに関しては、先ほど増田委員からお話があったとおり、やはりこうした体力を付けていく中で、心を培っていくということが大事なので、学力調査も同じなのですが、こうした数字での比較で一喜一憂するというのはある意味でわかりやすいのですけれども、それは本質的なものではないということなので、各学校もそういう受けとめをしつつ、しっかりと取り組んでもらいたいというのが一つあります。

そうは言うものの、実際こういうものを生涯学習というか、生涯スポーツの観点で、子どもたちが健康に生きていくために非常に大事なことでありますので、特に小学校段階からしっかりと計画的に指導していく必要があると思うのですけれども、いわゆる先生たち

へのこうした指導に対しての講習というのでしょうか、研修というのですか、こういったものはどういうふうになっているか教えていただきたいと思います。

指導室長

具体的には、やはり体育の授業の指導力向上という点で小学校教育研究会とも連携しまして研修会を実施しているところです。具体的なところで言いますと、指導室が主催になりまして低学年の体幹を鍛えるコーディネーショントレーニングについて、指導主事が講師となり各学校の代表教員が集まりまして、具体的な授業の中で取り入れるコーディネーショントレーニング等の指導技術を学ぶ、そのような形でも進めさせていただいておりますし、先ほどお話しした体力向上プログラムの改訂というものを、体力向上検討委員会を立ち上げまして学識経験者も交えて、どのような取組がより効果的であり有効かという点について今年度検討しているところで、それを学校にフィードバックすることで、よりよい取組につなげていきたいというふうに考えています。

小林委員

よくわかりました。ぜひ充実を図っていただきたいと思います。

また、先ほど田中委員が言われた施設環境面も非常に重要なことだと思います。指導室長からもお話があった、既存の施設をいかに有効に活用していくかという視点が重要だと思うのですが、特にそうした中で、結果については学校ごとの数値もわかると思うのです。そうしたときに、その学校に置かれた環境がどう左右しているかということも、当然、見えてくると思いますので、それぞれ学校に合った教育委員会としての指導なども、今後、非常に求められていくと思いますので、ぜひ積極的に学校が動きやすいように、またいい成果が出るように頑張っていただければなというふうに思っています。

田辺教育長

ありがとうございます。

そのほかにもございますか。よろしいですか。

その他に報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

それでは、最後に事務局から次回開催について報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の定例会でございますが、平成 28 年 1 月 22 日金曜日午前 10 時から、区役所 5 階教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第 31 回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前 10 時 37 分閉会